

2025 年 7 月 1 日

Kawasaki 自動車保険 ご契約引受について (ご契約引受ガイドライン)

川崎重工グループ団体扱自動車保険（Kawasaki 自動車保険）における団体扱割引率の維持・向上に向けて、下記の対象契約に引受基準を設けさせていただきます。

何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

【対象契約】

KLCでご契約いただく、個人契約全ての自動車保険

【引受内容】

新規ご契約について（KLC以外でご加入中の自動車保険の切替）

	対象契約	引受基準
1	前契約に、モラルリスク該当事故がある ご契約	お引き受けできません。
2	前契約に、保険金支払い対象事故が2件 以上あるご契約	
3	更新後の等級が1等級のご契約	
4	更新後の等級が2～5等級のご契約に、 車両保険を付帯する場合	車両免責金額5万円以上を 設定いたします。※

※前契約での事故有無や車種によってはお引受けできない場合があります。

契約更新について（現在、KLCでご契約中の更新手続き）

	対象契約	引受基準
1	前契約に、モラルリスク該当事故がある ご契約	お引き受けできません。
2	事故多発契約など保険会社の規定に基づき 判定いたします。	個別に引受条件をご案内いたします。

モラルリスク該当事故…

無免許・無資格運転、酒気帯び、ひき逃げ、当て逃げ、薬物、無謀運転、暴走族、著しいスピード違反、
改造車、ラリー車、告知義務違反等の事故、不正・不当請求、反社会的勢力が関係する契約

以上

【お問い合わせ先】

募集代理店：株式会社カワサキライフコーポレーション 保険事業部
住 所：兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー 11F
電 話 番 号：078-360-3365